

令和6年全国広報コンクール実施規程

1 趣旨

地方自治体等の広報活動の向上に資するため、各種広報作品についてコンクールを行い、優秀な作品（団体）を表彰する。

2 主催

公益社団法人日本広報協会

3 後援 ※予定

内閣府 総務省 読売新聞社 BS よしもと株式会社

4 協力 ※予定

全国知事会 全国市長会 全国町村会

5 広報作品の対象媒体・部門

(1) 広報紙

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※補足 地方自治体以外の団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(2) ウェブサイト

- ① 都道府県・政令指定都市部
- ② 市部
- ③ 町村部

※補足 地方自治体以外の団体については、その広報対象域によって、①から③の部門に振り分ける。

(3) 広報写真

(対象は、政令指定都市、市町村、地方自治体以外の団体)

- ① 一枚写真部
- ② 組み写真部

(4) 映像

(対象は、政令指定都市、市町村、地方自治体以外の団体)

(5) 広報企画

(対象は、都道府県、政令指定都市、市町村、地方自治体以外の団体)

6 広報作品の募集

地方自治体の作品については、都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等を通じて募集する。地方自治体以外の団体の作品については、直接主催者が募集する。

(1) 広報紙

① 都道府県の作品については、都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が直接主催者へ応募する。

② 政令指定都市の作品については、政令指定都市が自薦したものを都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が主催者へ推薦する。政令指定都市が都道府県内に複数あり、複数の団体から自薦があった場合は、すべての作品を推薦することができる。

③ 市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が選考し、「市部」「町村部」あわせて2点以内を主催者へ推薦する。例えば、「市部」「町村部」各1点でも、「市部」2点でも、「町村部」2点でも可とする。

(2) ウェブサイト

都道府県、政令指定都市、市町村の作品については、それぞれ自薦したものを都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が主催者へ推薦する。

(3) 広報写真

政令指定都市、市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が選考し、「一枚写真部」「組み写真部」あわせて2点以内を主催者へ推薦する。例えば、「一枚写真部」「組み写真部」各1点でも、「一枚写真部」2点でも、「組み写真部」2点でも可とする。また、「一枚写真部」「組み写真部」ともに同じ団体でも可とする。

(4) 映像

政令指定都市、市町村の作品については、都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が選考し、主催者へ推薦する。

(5) 広報企画

都道府県、政令指定都市、市町村の作品については、それぞれ自薦したものを都道府県広報広聴主管課または都道府県広報協会等が主催者へ推薦する。

複数の地方自治体による合同企画は、代表地方自治体1団体による応募とする。

(6) 地方自治体以外の団体の作品については、すべての媒体・部門とも、当該団体が直接主催者へ応募する。

7 応募先

公益社団法人日本広報協会 事業部

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-15-9 電話 03-5367-1701

8 賞の種類及び審査

(1) 賞の種類

① 内閣総理大臣賞 1 団体（特選受賞団体の中から最も優秀な団体）。

② 総務大臣賞（特選） 媒体・部門ごとに1団体。
ただし、内閣総理大臣賞受賞団体を除く。

③ 読売新聞社賞 媒体・部門ごとに1団体。

④ BS よしもと賞 媒体・部門を問わず数団体。

⑤ 日本広報協会会長賞（入選） 媒体・部門ごとに数団体。

なお、①～③については副賞を贈呈する。

(2) 審査

次に掲げる審査委員会の審査を経て入選作品等を決定する。

① 部門別審査委員会

ア. 媒体・部門ごとに入選作品を選定する。

イ. 入選作品数は、媒体・部門ごとに応募作品の概ね 20%以下とする。

ウ. 入選作品は、順位を三席まで決定する。そのほかは順位を付けず、すべて入選とする。ただし、「ウェブサイト」「広報企画」については、入選順位は付けず、すべて入選とする。

② 総合審査委員会

ア. 部門別審査委員会で選ばれた入選作品について審議・承認する。

イ. 各媒体・部門の特選作品の団体を総務大臣賞に選定する。

ウ. イの中から 1 団体を内閣総理大臣賞に選定する。

エ. 各媒体・部門の入選作品の団体を、日本広報協会会長賞に選定する。

オ. 各媒体・部門の入選作品の中から、それぞれ 1 団体を読売新聞社賞に選定する。

カ. 各媒体・部門の入選作品の中から、数団体を BS よしもと賞に選定する。

(3) 審査委員

① 部門別審査委員

ア. 部門別審査委員は、全国広報コンクールの趣旨を理解し、かつ当該部門に精通し、公正で十分な評価能力を有する有識者等の中から主催者が委嘱する。

イ. 部門別審査委員は、部門ごとに 3 人程度とする。

ウ. 主催者は、必要に応じて部門別審査委員の見直しを行う。

② 総合審査委員

ア. 総合審査委員は、主催者、後援団体、協力団体及び部門別代表審査委員で構成する。

イ. 部門別代表審査委員は、各部門別審査委員から 1 人を主催者が委嘱する。

※補足 1 地方自治体以外の団体が、「広報紙」「ウェブサイト」の各媒体・部門に応募する場合は、その広報対象域によって「都道府県・政令指定都市部」「市部」「町村部」に振り分けて審査・表彰を行う。例えば、「〇〇市〇〇〇」「〇〇市立〇〇〇」といった団体は「市部」に、市町村広域団体に属する団体は「都道府県・政令指定都市部」に、独立行政法人などは「都道府県・政令指定都市部」に振り分ける。この割り振りは、主催者で行う。

※補足 2 地方自治体以外の団体が、「広報写真」「映像」「広報企画」の各媒体・部門に応募する場合は、地方自治体の作品と一緒に審査を行う。

9 審査のポイント

別紙

10 発表

審査結果は、都道府県広報広聴主管課（または都道府県広報協会等）及び応募のあった地方自治体以外の団体に通知するとともに、日本広報協会ウェブサイト、月刊『広報』、読売新聞、読売新聞ウェブサイト、BS よしもとで発表する。

11 表彰

表彰は、第 61 回全国広報広聴研究大会（令和 6 年 6 月に秋田県横手市で開催）で行う。

附則

- 1 この実施規程は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 「公益社団法人日本広報協会 令和 5 年全国広報コンクール実施規程（令和 4 年 9 月 16 日）」は廃止する。